

呉医療センター・中国がんセンター倫理審査委員会に  
倫理審査を依頼される方へ（院外の方用）

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下「倫理指針」という）に則って実施される研究計画についての倫理審査を実施するものです。

申請の流れは、以下のとおりです。

1. 申請書類受付

「様式 1-1 倫理審査依頼書」及び「様式 1-2 研究概要書」をダウンロードし、倫理審査委員会事務局までご提出ください。

貴施設の研究実施体制が、倫理指針に鑑みて十分ではない場合、倫理審査の受託をお断りすることがあります。

2. 契約締結

審査業務の受託の可否及び手続きについて、事務局から連絡します。倫理審査手数料の額は、別表のとおりです。理由の如何に関わらず、一旦納付された倫理審査手数料は、返還いたしません。

3. 倫理審査

倫理審査委員会は毎月第 2 金曜日に開催されます（8 月は休会）。審査申込みから審査結果の報告までは、約 2 ヶ月必要です。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

連絡先：呉医療センター・中国がんセンター倫理審査委員会事務局

電話 0823-21-7051（直通）

e-mail: [chiken@kure-nh.go.jp](mailto:chiken@kure-nh.go.jp)

（別表）

| 区分              | 単位  | 金額       |
|-----------------|-----|----------|
| 侵襲又は介入のある研究（新規） | 1 件 | 80,000 円 |
| 侵襲及び介入のない研究（新規） | 1 件 | 40,000 円 |